

「今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案)」への御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
1. 基本的理念	
(1) 廃棄物処理の3R化の推進	
廃棄物は基礎自治体の自治事務である。国が画一的な推進、統制を行うことはできない。	本計画は、廃棄物処理法第4条に基づく国及び地方公共団体の責務を前提として策定しております。なお、本計画の基本的理念にも「地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備」を挙げており、何らかの施設の画一的な整備推進を図るものではありません。
「適正な循環的利用」については、再使用、再生利用、熱回収のうちから地理的条件に応じたより適正な循環的な利用を行うべき。	「適正な循環的利用」の部分は、循環型社会形成推進基本法第7条に基づく循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
都道府県、市町村によって行政の環境問題への取組が異なるので、各行政のレベルアップが必要。	一般廃棄物の処理は市町村の自治事務であり、その具体的な推進の手段等については、廃棄物関連諸制度の範囲内で、市町村が個々の事情により判断しているところです。環境省としては、廃棄物処理法第4条第3項に基づき、市町村の責務が十分に果たされるよう、技術的及び財政的援助や広域的な見地からの調整を行うよう努めてまいります。
全国の都市で一部無料化の市町村があるが、現状では難しい。有料化に統一した方がよい。	一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。環境省では、「一般廃棄物処理有料化の手引き」の周知等により、引き続き有料化を推進し、廃棄物の排出抑制や再生利用を推進してまいります。
小型家電リサイクルをある市町村では実行していないようだが、全市町村で取り組むべき。	一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
自治体によってリサイクルの方針に差が大きい。まず、統一性を図るとともにリサイクルに対するコスト費用を国が見直すべき。環境に対する問題を解決するには、各自治体に丸投げするのではなく、最後まで国が責任を持つべき。	一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
リサイクルを推進すればするほどコストがかかる。リサイクルにコストがかかり、その後のメリットが少ないようでは駄目なので、コストパフォーマンスの見直しを行うべき。	一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
リサイクルをするメリットがあればもっと広がりが出来ると思う。	一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
(2) 強靱な一般廃棄物処理システムの確保	
焼却施設や最終処分場の能力に係る一定程度の余裕についての基準又は考え方を示すべき。	焼却施設や最終処分場の能力に係る一定程度の余裕についての基準又は考え方については、今後、環境省において検討することとしています。
一般廃棄物処理システムの強靱性を確保するためには、老朽化した処理施設の「更新・改良」だけでなく、機能回復に向けた既存焼却施設の焼却炉設備や発電設備等の老朽化した「部分的な改修」も重要であることから、こうした事業についても強靱性の確保へのメニューに加えるべき。	廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。
広域圏で各自治体の壁を超えて、複数の自治体が応分の財政負担を行い強靱な施設を地域に確立可能とする制度改正が必要。これまでは、一部事務組合を構成しない状況下では共同する自治体であっても解体や用地買収に必要な経費について交付金が活用できない状況であったが、前向きな見直しを期待する。	市町村は域内から発生する一般廃棄物の統括的な処理責任を有しております。そのため、廃棄物処理の広域化は、関係市町村の一般廃棄物処理計画との調和を保ち、適切な廃棄物処理システムを構築することを前提として取り組む必要があります。廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。
「強靱な一般廃棄物処理システム」の意味するところが不明。	災害時等にも各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう、代替性・多重性の観点から廃棄物処理システムを確保することを、「強靱な一般廃棄物処理システム」と表現しています。
(3) 地域の自主性と創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備	
都道府県の一般廃棄物関連行政は、市町村廃棄物行政に対し権限を持たないため、人員的にも非常に弱体化している一方、都道府県の役割は今後ますます重要になるため、基本方針に明記すべき。	都道府県は、廃棄物処理法第4条第2項に基づき、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることとされています。本計画には、必要な技術的援助として、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、市町村間の総合調整に努める旨を記載しております。
2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施	
(1) 市町村の一般廃棄物処理システムの3R化推進	

御意見の概要	御意見に対する考え方
最終処分場の延命化、資源の有効利用の観点から、熔融スラグ・不燃物の再生利用を図ることを記載すべき。また、熔融スラグ・不燃物・金属類の有効利用のため、有効利用方法の確立・マニュアル化、補助金による促進施策を進めるべき。	本計画では、金属・プラスチック等の再生利用を図り、埋立処分しないように努めることとしておりますが、熔融スラグ・不燃物の再生利用も含むものと考えております。また、今後とも再生利用に係る必要な取組を推進していく考えであり、いただいた御意見については参考にさせていただきます。
廃棄物の広い意味での再生利用の観点から、有効なマテリアル再生利用が困難な、その他プラスチック等については、すぐに埋立でなく、サーマルリサイクルの促進を行うことが重要であることを明示すべき。	プラスチック等については、埋立処分しないように努めることを計画中に明記しています。なお、埋立処分以外の循環的利用の手法については、循環型社会形成推進基本法第7条に基づく循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則により、適切に進める必要があります。
現在のエネルギー事情を考慮すると、熱回収は3Rと並列でも良い。必ず燃やすならば、より高い効率のごみ発電を推奨すべき。また、再使用と再利用は並列にすべき。経済の循環を良くすることも非常に重要。グリーン購入法のさらなる推進とともに、ある程度の循環型社会形成業界の保護も必要である。	循環型社会形成推進基本法第7条に基づく循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則により、適正な循環的利用を進める必要があります。一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
プラスチック類のリサイクルは、本当にCO2排出抑制や行政のコスト削減につながっているのか。エネルギー有効活用とコストを考慮し、規模や地理的条件に応じたガイドラインを策定し、ケースバイケースで方針を選択できるようにすべき。	循環型社会形成推進基本法第7条に基づく循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則により、適正な循環的利用を進める必要があります。一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
自治体の実務・コスト負担の軽減やリサイクルにかかるエネルギーの観点から、家庭における金属類やビン・ガラス類の分別について一層徹底すべき。	循環型社会形成推進基本法第7条に基づく循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則により、適正な循環的利用を進める必要があります。一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。地方自治体のリサイクルが進むよう、引き続き取り組んでまいります。
(2) 地域住民等の理解と協力の確保	
情報公開のあり方を再検討のうえ、明確に説明すべき。	情報公開のあり方に関して、本計画では、住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得よう努めることや、地域住民等との信頼関係を構築しておくことが重要である旨を記載しております。
スマートグリッド等、地域貢献に有益となる新たな取組を推進すると同時に、その効果を明確に説明すべき。	廃棄物処理施設整備事業と相まって地域貢献が進むよう、各市町村の個別具体的な事情に応じて、創意工夫を進めていただきたいと考えています。
ごみ処理基本計画の作成段階から住民が参加すべき。ある程度の準備が整った後に住民に情報発信すると、ごみ処理施設は必要不可欠な施設であるにも関わらず、理解が得られない。	本計画には、市町村が地域住民等との信頼関係を構築しておくことが重要である旨を記載しており、各市町村の個別具体的な事情に応じて創意工夫を進めていただきたいと考えています。
自治体の条例等のアセス手続きも記載すべき。	いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり記載しております。 「さらに、生活環境影響調査や住民等の意見聴取等について、廃棄物処理法、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は地方公共団体が定める関係条例に規定する手続に則り的確に実施する。」
(3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善	
平成14年10月18日付けで、大手運送業者が、廃棄物処理法違反で広域再生利用指定が取り消された事例にもあるように、一般廃棄物の収集運搬を広域圏で行うことで混載や処理責任が不明確になり、排出市町村・排出事業者の処理責任が問えないことが考えられる。また、その地域で事業を行っている中小零細企業の生活権を脅かすようなシステムであってはならない。	市町村は域内から発生する一般廃棄物の統括的な処理責任を有しております。そのため、廃棄物処理の広域化は、関係市町村の一般廃棄物処理計画との調和を保ち、適切な廃棄物処理システムを構築することを前提として取り組む必要があります。
廃棄物処理システム総てを広域化すれば処理責任は不明確となり、混乱を招く。現行の処理責任は市町村というスタンスは堅持し、非常時のみの対応を検討すべき。	非常時用の処理施設は、現在の廃棄物処理システムを活用して効率的に整備すべきと考えており、市町村が一般廃棄物の総括的な処理責任を有していることに変わりありません。
適切な役割分担とあるが、環境省が尿汲取り、単独処理浄化槽から補助金で設置した合併処理浄化槽を下水道・農集排施設に接続されている現実、二重、三重の税の無駄遣いである。また、下水道・農集排区域であっても設置された合併浄化槽は恒久的に使用すべきであり、そのためにも制度の見直しを行うべきである。	汚水処理施設の整備は、浄化槽、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下で進めることとしておりますが、浄化槽の特性を踏まえ、浄化槽の管理者等に対して過大な負担を強いることにならないよう配慮し、効率的な汚水処理の計画を構築することが重要と考えており、今後の人口減少や高齢化等の社会情勢の変化も踏まえ、徹底した計画の見直しが進められるよう、今後も関係機関と連携して取り組んでまいります。
適切な役割分担と称し、すでに整備された農集排施設をも下水道に繋ぎ込ませている実態があり、役割分担されていると言い難い。また、高度処理浄化槽の普及を図るとあるが、リン除去装置や膜分離活性汚泥型のような場合はランニングコストが掛かりすぎるため、放流水質基準がBOD 20mg/以下の浄化槽で十分である。	閉鎖性水域の富栄養化対策では、窒素やリンの水域内への流入を抑制することが重要な対策のひとつであり、地域の状況によって高度処理浄化槽の普及についても必要であると考えています。

御意見の概要	御意見に対する考え方
浄化槽法は、設置者に対する罰則規定がないに等しい。未管理浄化槽を介した公共用水域への放流が廃棄物処理法の不法投棄に当たる等の罰則を設けるべき。	浄化槽法において、都道府県知事は生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者等に対して必要な助言、指導又は勧告、命令をすることができるとともに、それに従わない場合は罰則規定もあり、今後も、法定検査制度と併せ、このような指導監督規定による取組が徹底され、適正な維持管理が確保されるよう取り組んでまいります。
都市部はすでに下水等で整備されており、今後は浄化槽による整備が主体となることを踏まえ、浄化槽整備地域はすべて市町村管理型で半強制的に行うべき。その施策が困難ならば、現在の浄化槽の認定基準を性能基準から以前の構造基準に戻すべき。現在の性能基準の浄化槽は保守管理が必要以上に煩雑化し、性能的にも安定性を欠く部分が多々見受けられる。	市町村が設置する方式による浄化槽整備については、浄化槽の普及や維持管理において有効な手法であると考えており、官民の連携への取組も含め、今後ともその推進に取り組んでまいります。また、個人の設置する浄化槽についても、汚水処理の普及に貢献しているところであり、今後関係機関と連携して、適正な維持管理が確保されるよう、必要な取組を進めてまいります。
老朽化した施設の長寿命化計画(延命化計画)及び基幹改良工事のごみの扱いについて、指針を定めるべき。	施設の老朽化や施設が基幹改良工事中であるかによらず、市町村はごみ処理施設の整備等について一般廃棄物処理計画を定めることとなっております。
平成11年度のPFI法の成立以降、廃棄物処理法と関係する部分の改定が一向になされていない。再委託禁止や例えばBTOにおける建設後の施設引き渡しにおける譲渡処理の必要性等、本来PFIが目指した効率的な事業推進に対する様々なしがらみ事項が残されたままとなっている。そのため、産廃処理施設と同列に解釈すべきでない事項までも特別な解釈を加えながら整理しているというのが現状であると認識している。事業者の経験やノウハウを最大限に発揮し得る明確な事業スキームの構築や市民にも分かりやすい整理ができるよう、早急に廃棄物処理法の関係条項を改訂されたい。	いただいた御意見は、PFI等の手法による民間活力の活用に当たり、参考にさせていただきます。
廃棄物処理施設の整備では、建設と運営を一体的に評価するDBO方式等のPFI的な手法の事業が多くなってきているが、その事業にあたり、提案書の評価、技術ノウハウの保全、各種事業リスクの負担方法、大規模修繕費・売電収入の適正な取扱方針等の諸課題について統一的な方針が明示されていないところである。このため、今後の適切なPFI的手法による施設整備促進のため、一定の方向性を示すガイドラインの作成が期待される。併せて、総合評価落札方式の導入推進のためにも、契約条件、審査方法等について、ガイドラインの中でマニュアル化を要望する。	いただいた御意見は、PFI等の手法による民間活力の活用に当たり、参考にさせていただきます。
効率的な施設の整備は重要であるが、今後も、汚泥再生処理センターにおけるリン回収設備、リサイクル施設における資源回収アップを図る効率的リサイクル設備に対し、積極的な支援措置を検討するなど、各種の効率的な処理施設の整備について交付金等による積極的な財政支援の実施を検討すべき。	廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。
既存の廃棄物処理施設の余剰能力の有効活用に当たり、地域全体で効率化を図るためには、産業廃棄物の見直しも必要。例えば、同じごみでも事業者から出されるプラスチック類は産業廃棄物である。再生できない、燃やすすかないプラスチック類ならば、地域活性のためにも積極的に市町村で処理するべき。	廃棄物の区分けの見直し自体は、廃棄物処理施設整備事業と直接の関係はありませんが、余剰能力の有効活用に関して、今後の参考にさせていただきます。
廃棄物処理施設の効率化に当たり、整備面だけでなく、計量の仕方等システム面でも見直しが必要。	いただいた御意見は、廃棄物処理施設整備事業と直接の関係がありませんが、今後の取組の参考にさせていただきます。
施設設計の段階ではなく、施設計画の構想、調査の段階から、民間活力を活用すべき。	原案のとりの記載で、いただいた意見を含むものと考えます。
一般廃棄物発生量の減少が見込まれていることと、広域圏で施設整備を進めることは矛盾している。	一般廃棄物の量の見直しを把握した上で、広域的な視点で、効率よく処理が進むよう施設整備を進めるべきと考えます。
廃棄物行政は基礎自治体の事務であり、国が広域処理を進めるのは間違い。	本計画は、廃棄物処理法第4条に基づく国及び地方公共団体の責務を前提として策定しております。
ごみ処理の広域化については、ごみの処理責任を有し、処理施設の整備を計画的に行っている市町村が負担と責任を公平に担い、市町村の水平連携による一部事務組合化等により取り組むことが重要と考えている。市町村域を越えたごみ処理については、地元住民をはじめ関係者の合意形成が前提であり、このため、この合意形成を促進する施策の導入が求められる。	御指摘のとおり、市町村は域内から発生する一般廃棄物の統括的な処理責任を有しております。個別市町村のみならず、より広域的な視点に立って、処理施設の計画的な整備を図っていくべきであり、その際には、一部事務組合等の枠組みを活用することも有効と考えます。また、本計画には、市町村が地域住民等との信頼関係を構築しておくことが重要である旨を記載しており、地域の実情に応じた創意工夫を進めていきたいと考えています。
余剰能力の有効活用を図るため、一般廃棄物処理施設に産業廃棄物を受け入れて処理することもできるよう、廃棄物の区分けを見直すべき。	廃棄物の区分けの見直し自体は、廃棄物処理施設整備事業と直接の関係はありませんが、余剰能力の有効活用に関して、今後の参考にさせていただきます。
市町村が処理責任を負うからこそきめ細かな行政サービスが確立されている。広域での対応は責任が不明確となり、きめ細かなサービスが破綻してしまう可能性が高い。財政面は国が手厚く補助し、廃棄物処理システムは現状どおり市町村が責任を持って遂行する形が望ましい。	市町村は域内から発生する一般廃棄物の統括的な処理責任を有しております。広域的視野に立って計画的な施設整備を行うとしても、こうした施設を用いた一般廃棄物の処理に当たって、その処理責任が市町村にあることには変わりはありません。
(4)省エネルギー・創エネルギーを念頭に置いた施設整備	

御意見の概要	御意見に対する考え方
スマートグリッド等、地域貢献となる新たな取組も含め促進すべき。	廃棄物処理施設整備事業と相まって地域貢献が進むよう、各市町村の個別具体的な事情に応じて創意工夫を進めていただきたいと考えています。
熱供給による地域還元は、技術的な背景から、その周辺の地域住民にのみエネルギー供給等が可能である。法の壁も手伝って一般的には特定の個人に対する便宜供与とは困難と認識していたが、広く熱需要への対応を求めているのか。その場合、電気事業法や熱供給事業法の範囲内での施設整備に対して、交付金の利用が可能なのかどうかについて明らかにすべき。	熱供給による地域への還元に当たっては、立地条件に左右されますが、各地域の熱需要等に対応した創意工夫が必要と考えます。循環型社会形成推進交付金は、廃棄物処理施設の整備のために設けている制度ですが、他の制度の活用も含めて、熱供給等による地域への還元策への支援については、今後検討してまいりたいと考えています。
廃棄物処理施設からのエネルギー回収措置の普及・拡大のためには、FIT制度の買取価格を施設規模に応じた妥当な水準に設定すべきである。また、FIT制度の対象とならない電力分についても、廃棄物処理施設からのエネルギー回収促進という観点から所要の支援措置を実施すべきである。	再生可能エネルギーの固定価格買取制度における買取価格は、毎年度、当該年度の開始前に定められることから、適時適正な買取価格が設定されていくものと考えます。廃棄物処理施設からのエネルギー回収措置の普及・拡大に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。
廃棄物処理施設の持つ分散型エネルギー拠点の観点から、地域特性を踏まえて、廃棄物発電施設において十分なエネルギー回収量を期待できる適正規模の施設とすることや、回収エネルギーを熱供給により地域に還元すること等が考えられ、このような取組を促進することが必要である。また、隣接する公共施設との相互連携の推進(下水道施設との相互補完等)を例示すべき。	ごみ発電における回収エネルギーの確保や熱供給による地域還元については、本計画に記載しております。隣接する公共施設との相互連携の推進については、廃棄物処理施設整備事業と相まって省エネルギー・創エネルギーの取組が進むよう、創意工夫を進めていただきたいと考えています。
廃棄物発電施設の大規模化や、熱供給による地域還元等について、青写真を都道府県に作らせるべき。発電エネルギーを地域に安価に供給すれば、今よりも焼却施設の受け入れに理解を示す住民も増えると思われる。	都道府県は、廃棄物処理法第4条第2項に基づき、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることとされています。廃棄物処理施設整備事業と相まって地域貢献が進むよう、創意工夫を進めていただきたいと考えています。
基幹改良(既設改修)時の創エネへのインセンティブを高めるため、更新範囲の柔軟な運用を検討すべき。	廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。
国内における優れた技術の採用を促進するため、企業間の特許相互利用や特許プール等のスキームを構築すべき。	廃棄物処理技術の採用については、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市町村が、当該市町村の個別具体的な事情に応じて判断しているところです。引き続き、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図ってまいります。
国内における安定した大型施設の標準化を進め、廃棄物処理の問題を抱える諸外国へのインフラ及び運営ノウハウの輸出につなげるべき。	いただいた御意見は、廃棄物処理施設整備事業と直接の関係がありませんが、今後の取組の参考にさせていただきます。
(5) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進	
廃棄物処理施設における人手による選別は、バイオマスの利活用に限らず、資源化を進めるために重要。	廃棄物系バイオマスの利活用に当たっては、分別・収集の効率化を図るとともに、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要です。
既存の廃棄物発電施設での廃棄物系バイオマスの利活用を推進すべき。廃棄物系バイオマスを活用して安定的に発電量を確保することが、バイオマス活用発電に有効な手段である。	廃棄物系バイオマスの利活用に当たっては、分別・収集の効率化を図るとともに、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要です。
バイオマスの利活用については、民間企業が参入する際に、施設の許可、元となる廃棄物の分別回収等の問題がある。許可申請を取りやすくすることや、補助金、廃棄物の回収等を行政が協力することで参入障壁を低くし、やる気のある民間企業を刺激し、より高度なエネルギー回収へ取り組むようにすべき。	いただいた御意見は、今後の廃棄物系バイオマスの利活用の推進に当たり、参考にさせていただきます。
「メタンを高効率に回収する施設と一定以上の熱回収率を有する廃棄物処理施設を有する廃棄物焼却施設とを組み合わせて、できる限りエネルギーを回収」を例示する根拠はあるのか。	廃棄物系バイオマスの利活用に当たっては、分別・収集の効率化を図るとともに、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要です。御意見をいただいた例示の部分は、「バイオマス事業化戦略」(平成24年9月6日、バイオマス活用推進会議)におけるバイオマス利用技術の到達レベルの横断的な評価結果等を踏まえて記載しています。
ごみを焼却して発電することをバイオマス発電というのであれば、これを進めてはならない。生ごみはコンポスト等で自然に帰すことが望ましいし、今の技術では相当量の処理が十分に可能である。焼却すれば有害ガスも出るし、汚染の濃縮灰の処理に困るだけである。自然の形に近いような言い方は誤解を招き、即刻止めるべき。廃棄物系バイオマスの意味も定かではない。	廃棄物系バイオマスの利活用に当たっては、分別・収集の効率化を図るとともに、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要です。また、廃棄物の焼却に当たっては、生活環境及び公衆衛生上の支障が生じないよう、焼却施設の構造や維持管理について基準を定めています。
(6) 災害対策の強化	

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>廃棄物処理システムとしての強靭性に関して、耐震性能や浸水対策等による強靭性の程度について、具体的な基準または考え方を示すべき。現行の建築基準法の水準以上のものを求めているのか。</p>	<p>廃棄物処理システムとしての強靭性についての基準又は考え方については、今後、廃棄物処理システムの多重性・代替性も考慮して、環境省において検討することとしています。</p>
<p>「地域の防災拠点として、特に焼却施設について、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。」としているが、廃棄物処理システムの強靭性を確保しても、施設稼働に必要なユーティリティ、薬剤、搬入経路等が確保できなければ、自立稼働の継続は困難。そのため、大規模災害時における電力供給や熱供給等、過度な期待を持たせるような表現は改めるべき。</p>	<p>地域の核となる廃棄物処理施設においては、大規模災害時においても自立稼働の継続が可能となるよう、あらかじめ必要な対策を講じることが重要と考えており、今後、そのための具体的な措置について検討してまいります。また、東日本大震災の災害廃棄物処理に関する課題等を整理した上で、「震災廃棄物対策指針」の改訂を進めているところです。</p>
<p>「災害廃棄物を保管するための災害廃棄物用のストックヤードの整備を推進する。」としているが、財政的負担の軽減のためにも、廃棄物処理施設用地内において災害廃棄物用のストックヤードを整備することや、廃棄物処理施設を災害時に最大限活用するための施設整備に対しても、必要な財政的支援をお願いしたい。</p>	<p>廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>現在の廃棄物処理システムは平時においては優れたシステムのため、システム自体は変更せず、非常時のみの廃棄物処理システムを作成すべき。処理施設においても、国の財源で非常時用の処理施設を建設し運用すれば良いと考える。</p>	<p>災害の規模にもよりますが、現行の廃棄物処理システムを活用・強化しながら、非常時の連携策等についても平時から備えることが効率的と考えます。</p>
<p>災害時の廃棄物には様々な有害物質は混入するため、通常の廃棄物と同様に扱わず、別個の処理体系を構築すべき。</p>	<p>災害の規模にもよりますが、現行の廃棄物処理システムを活用・強化しながら、非常時の連携策等についても平時から備えることが効率的と考えます。なお、有害物質対策については、通常の処理施設においても一定の対応が可能であり、実際には排出された災害廃棄物の状況に応じ対応することになります。</p>
<p>「公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し」という部分が問題。福島第一原発事故由来の放射性物質に汚染されたような廃棄物まで、フィルターもその後の高濃度の灰の処理方法も確立されていない現在の施設での処理を容認するようで問題あり。最低限、放射性物質や有毒物質への対策がとれる焼却施設を、その地元住民の合意の下、建設が出来た上ではじまる議論であるはず。</p>	<p>福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に沿って必要な施設整備を進めており、廃棄物処理法に基づく本計画では対象外と整理しております。</p>
<p>災害廃棄物処理のため、休止している施設の平時を含めた活用についても指針を示すべき。</p>	<p>災害の規模にもよりますが、現行の廃棄物処理システムを活用・強化しながら、非常時の連携策等についても平時から備えることが効率的と考えます。</p>
<p>廃棄物処理システムとしての強靭性の確保に当たり、具体的な対応としては、十分な地盤改良による液状化対策や、インフラ性能の向上に向けたインフラ供給事業者への協力要請、建築構造における仕様アップや防水機能確保に向けた地盤高上げ防水壁や防水扉の採用等、土木建築的に大幅な仕様見直しや機能向上に配慮が必要。</p>	<p>地域の核となる廃棄物処理施設においては、大規模災害時においても自立稼働の継続が可能となるよう、あらかじめ必要な対策を講じることが重要と考えており、今後、そのための具体的な措置について検討してまいります。また、東日本大震災の災害廃棄物処理に関する課題等を整理した上で、「震災廃棄物対策指針」の改訂を進めているところです。</p>
<p>発災後の電力や熱源確保について、施設整備に関する施策と経済支援が整合するよう配慮すべき。</p>	<p>廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>これまでは計画目標年次における要設備規模以上の施設整備は許されないものと考えていたが、今後の「一定規模の余裕」に対する考え方や施設整備における交付金対象事業に対する考え方の整理を併せて進めるべき。</p>	<p>焼却施設や最終処分場の能力に係る一定程度の余裕についての基準又は考え方については、今後、環境省において検討することとしています。</p>
<p>災害廃棄物対策のため、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場の能力を維持することが記載されているが、今後、災害廃棄物を処理するための一定程度の余裕とはどの程度の能力・大きさを指すのかを明示すべき。</p>	<p>焼却施設や最終処分場の能力に係る一定程度の余裕についての基準又は考え方については、今後、環境省において検討することとしています。</p>
<p>廃棄物処理施設の強靭化に当たり、強靭化の具体的内容を明示すること、強靭化対策事業を財政支援することが望ましい。</p>	<p>災害時等にも各施設が備えている能力を最大限発揮できるよう、代替性・多重性の観点から廃棄物処理システムを確保することを、「強靭な一般廃棄物処理システム」と表現しています。廃棄物処理システムとしての強靭性についての基準又は考え方については、今後、廃棄物処理システムの多重性・代替性も考慮して、環境省において検討することとしています。廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>災害廃棄物を保管するためだけでなく、資源の分別を進めれば進めるほど、ストックヤードの整備が必要。現在の一般廃棄物処理施設は敷地が狭すぎるところが非常に多い。非常にも使用できる公園や競技場とセットで廃棄物処理施設整備を推進することも重要。</p>	<p>災害廃棄物を一時保管するためには、災害時においても生活環境の保全及び公衆衛生の向上を保持する観点から、地域の事情に応じたストックヤードの整備を推進すべきと考えます。</p>
<p>災害に対しての処理施設の整備を早急に進めてほしい。また、私達も災害に対してのシミュレーションをして日頃から訓練等を積み重ねていくことが大切。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、今後とも災害対策の強化を進めてまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
もし災害が起きたとき、国と民間で協力して廃棄物処理を進めるべき。	災害廃棄物の処理等における民間との連携について、本計画に記載しております。
「震災等により発生した災害廃棄物を保管するための災害廃棄物用のストックヤードの整備を推進する。」を削除すべき。どこで災害が起きるか分からないので意味がない。 それよりも、住宅密集を公園整備によって解消したり、公共建物の臨時利用についての取り決めを作る方が現実的である。	災害廃棄物を一時保管するためには、災害時においても生活環境の保全及び公衆衛生の向上を保持する観点から、地域の事情に応じたストックヤードの整備を推進すべきと考えます。
余裕を持った焼却施設においては、適切な森林の維持管理によって発生した森林バイオマスの受け入れ等により、平素より施設の余裕を活用して売電や余熱利用等を行った施設稼働率向上に向け、国内林業と協力したスキーム構築を推進すべき。	廃棄物系バイオマスの利活用に当たっては、分別・収集の効率化を図るとともに、再生品の品質や安全性の確保を前提としつつ、地域の特性に応じた適切な再生利用等を推進することが必要です。 各市町村の個別具体的な事情に応じて創意工夫を進めていただきたいと思います。
災害対策として、震災等で下水道処理施設や管路施設が停止、破損等があるため、一極集中であると大きな影響がある。そのため、分散型の仕組みにシフトする生活排水処理計画と施設整備計画を進める必要がある。 具体的には、 ・公共施設(病院含む)に浄化槽を設置する。 ・汚泥再生処理センターを汚水(生活排水)処理の防災拠点とし円滑に処理ができるよう整備する。 ・汚水を多量に貯留できる一時貯槽を設ける 等 また、既存個別浄化施設(合併浄化槽、農業集落排水、コミュニティプラント等)を下水道に接続するのではなく、その施設を存続させて、災害が起こった場合でも汚水(生活排水)処理に活用できるようにして、高負荷の汚水流出を防ぎ、水源、生態系等の影響を軽減し、感染症・伝染病対策にも寄与できる仕組みが必要。特に海がない地域には多大な影響がある。	東日本大震災等における浄化槽の被害状況を踏まえると、浄化槽は地震に強いという特性を持つと考えており、こうした特長を活かし、災害時においても生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られるよう、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、今後も関係機関と連携して、浄化槽の整備の推進に取り組んでまいります。
災害対策の強化を進める施設整備においては、循環型社会形成推進交付金の対象となるよう進めていただきたいと思います。	廃棄物処理施設整備に当たっては、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組を進めてまいります。
(7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	
PFI等事業のガイドラインの作成を行うべきである。あわせて総合評価落札方式の導入推進のためにも、契約条件、審査方法等について、ガイドラインの中でマニュアル化を要望する。	いただいた御意見は、廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化に当たり、参考にさせていただきます。
工事のみではなく、調査・設計等のコンサルタント業務や、施設整備に係る調査、計画、設計、施工監理等の業務に関しても、品質確保の措置が必要。	いただいた御意見は、廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化に当たり、参考にさせていただきます。
地方公共団体に対する発注者支援業務の拡大が不可欠。このため、廃棄物処理施設整備事業者を支援する廃棄物コンサルタントによる発注者支援業務の拡大を図るべき。	いただいた御意見は、廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化に当たり、参考にさせていただきます。
総合評価落札方式導入のための事業集またはガイドライン(指針)の作成が望まれる。	いただいた御意見は、廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化に当たり、参考にさせていただきます。
3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要	
(1) ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施	
リサイクル状況を適切に把握するためには、無料回収業者等の回収品のリサイクル経路を把握することが重要であり、早急な法整備が望まれる。	リサイクル経路の把握自体は廃棄物処理施設整備事業とは直接関係ありませんが、ごみのリサイクル率の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要と考えます。
分別収集体制の構築を図る観点からも処理計画と収集計画は自治体が行うものであることから、民間事業者での処理をも計画・評価につなげることで集約は複雑になり困難になる。	第三次循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物のリサイクル率について、「地域全体のリサイクル率を把握するには地域における民間事業者等によるリサイクル率も把握することが課題である。」とされていることを踏まえ、本計画においても、ごみのリサイクル率について、「この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。」を踏まえた評価方法を取ることとしております。 今後、具体的な評価に当たっては、循環計画のフォローアップ方法との整合を取ることとしております。
家電由来のプラスチックは、容器包装由来のプラスチックより高品位なプラスチックが多く、汚れ等もあまりないのだが、家電リサイクル法では全体での必達リサイクル率しか定められておらず、プラスチックの部分には規制がない。家電全体の重量だけでなく、材質毎(金属、プラスチック等)のリサイクル達成率を設定すべき。	いただいた御意見は、リサイクル状況の把握や今後の施策の検討に当たり、参考にさせていただきます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>現在の行政による収集業務では、収集回数に限度があるため、民間による「エコステーション」「リサイクルプラザ」等のリサイクル施設の整備が急務。住民が自ら分別し、施設に搬入することでリサイクル意識の向上にもつながり、より質の高い循環システムの構築が可能になる。</p>	<p>いただいた御意見は、リサイクル状況の把握や今後の施策の検討に当たり、参考にさせていただきます。</p>
<p>(2) 焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量の確保を推進</p>	
<p>循環型社会形成推進交付金の平成25年度までの時限措置である高効率ごみ発電施設整備事業をさらに充実させる等、ごみ焼却施設の発電についてインセンティブの向上を図るべき。</p>	<p>廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>高温排熱の地域供給について検討すべき。特に、周辺地域の熱需要の多い都市部のごみ焼却施設においては、高温排熱の発電利用ばかりではなく、最終需要形態に対応した高温排熱の地域供給が有効。</p>	<p>熱回収は、廃棄物処理システム全体の温室効果ガス排出量に着目するとともに、各地域における回収した熱の利用実態等に合わせ、ごみ焼却発電、熱供給等、適切な手法を各地方自治体において選択することが重要と考えます。</p>
<p>廃棄物処理施設から電気消費者への送電に必要な設備(送電線、変圧設備)の整備に対しても助成対象とすべき。</p>	<p>廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。循環型社会形成推進交付金は、廃棄物処理施設の整備のために設けている制度ですが、他の制度の活用も含めて、ごみ発電に関連する取組への支援については、今後検討してまいりたいと考えます。</p>
<p>発電効率に応じた助成割合を設定するべき。</p>	<p>廃棄物処理施設の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>(3) し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る</p>	
<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をスピードアップさせることが重要。現在の政策メニューのみでは、インセンティブが働きにくく、転換のスピードは遅い。そのために ○「面的整備の一層の推進を図る」ための手法についても、文章を挿入してほしい。 ○下水道計画区域以外の区域には市町村の面的浄化槽整備事業計画策定の義務付けと市町村への助成制度の拡充を願う。 ○転換した浄化槽に対し、数年(例えば7年)程度の維持管理に対する助成制度創設を願う。 ○転換のための補助率拡充を願う。</p>	<p>浄化槽の特長を十分に活かして、今後の人口減少や高齢化等の社会情勢の変化も踏まえ、効率的な汚水処理の計画を策定し、又は徹底した見直しを行うとともに、浄化槽の整備区域における面的整備を推進することが重要と考えており、その更なる推進に向けて取り組んでまいります。また、維持管理に対する国庫補助制度の創設等については、他の例もなく、その実現は困難であると考えられますが、汚水処理の普及において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については重要であると考えており、浄化槽の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の補助率アップを行ってほしい。</p>	<p>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、重要であると考えており、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>設置された合併処理浄化槽が適正に維持管理が行われていることの確認を条件に、維持管理費の補助を行ってほしい。</p>	<p>維持管理に対する国庫補助制度の創設等については、他の例もなく、その実現は困難であると考えられますが、浄化槽の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>下水道の集合処理は、多年の歳月と多大の財政負担が掛かることから、計画を見直して効率の良いところは集合処理で整備し、効率の悪いところは合併処理浄化槽で整備していくことが必要。 単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに実行していくことも重要である。 現在の政策では、適正な生活雑排水の処理は進まず、水環境の保全は図れない。 ・市町村に対し、浄化槽の面的整備計画の義務づけが必要 ・整備費及び転換の補助制度の拡充 ・下水道会計が一般会計から繰り入れられていることから、平等の観点で浄化槽に対しても維持管理費補助金を創設することが必要 適正な政策メニューにより、浄化槽の適正な維持管理が図られ、適正な生活雑排水の処理が進み、水環境の保全につながると考えられる。</p>	<p>浄化槽の特長を十分に活かして、今後の人口減少や高齢化等の社会情勢の変化も踏まえ、効率的な汚水処理の計画を策定し、又は徹底した見直しを行うとともに、浄化槽の整備区域における面的整備を推進することが重要と考えており、その更なる推進に向けて取り組んでまいります。また、維持管理に対する国庫補助制度の創設等については、他の例もなく、その実現は困難であると考えられますが、汚水処理の普及において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については重要であると考えており、浄化槽の整備に当たっては、今後とも、循環型社会形成推進交付金制度の充実等、必要な取組に努めてまいります。</p>
<p>補助金で設置した合併浄化槽を下水に移行させることよりも単独や汲み取りが多い地区の下水整備を早急に対応すべき。その場合、移行に掛かる費用の補助金額を増やし、移行しやすい状況を作るべきである。合併浄化槽に関しては下水に移行せず、現状維持が良いと思われる。</p>	<p>汚水処理施設の整備は、浄化槽、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下で進めることとしておりますが、浄化槽の特性を踏まえ、浄化槽の管理者等に対して過大な負担を強いることにならないよう配慮し、効率的な汚水処理の計画を構築することが重要と考えており、今後の人口減少や高齢化等の社会情勢の変化も踏まえ、徹底した計画の見直しを促進されるよう、今後関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>
<p>下水道の一極集中により、地域の河川水量が減り、小川もなくなり、魚等が取れなくなっている等の影響があると聞いている。生態系(自然浄化)からみた地域に水が循環する分散型の生活排水処理計画が必要。</p>	<p>個別の家屋に設置され、その場で汚水を処理し放流するという分散型汚水処理の特徴も活かして浄化槽の普及を進められるよう、下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、今後関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>

御意見の概要	御意見に対する考え方
(4) 産業廃棄物の適正な処理を推進	
<p>「産業廃棄物処理センター等の公共関与」と、簡単に書かれているが、どのような問題に適切に対応する必要があるのか、どのような形態の組織等を想定しているのか、例示でも良いので補足的な説明が必要。これだけでは、どのように産業廃棄物の適正な処理が推進されるのか分からず、可能な範囲で具体的又は補足的な説明を記載すると、理解しやすくなる。</p>	<p>産業廃棄物処理センター制度は、産業廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して産業廃棄物処理施設の整備を図るため、産業廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として公的主体の関与した一定の法人等を、環境大臣が産業廃棄物処理センターとして指定し、これに支援等を行う制度です。</p> <p>本計画では、本制度等における公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を進め、産業廃棄物の適正な処理に係る必要な処理能力を確保すべきであることを明記したものであり、その具体的な形態等に関しては、本計画に示している災害対策の強化に係る余力の活用の観点も踏まえつつ、地方公共団体等が必要に応じて整備していくものと考えます。</p>
その他(3.に対する意見)	
<p>国の全体目標として以下の目標を併記すべき。 期間中に整備されたごみ焼却施設の送電端効率、熱回収量の数値目標 長寿命化計画におけるCO2削減量の数値目標</p>	<p>ごみ総排出量の削減が見込まれることから、ごみ焼却施設に係る目標を、総発電能力から発電効率に変更しております。いただいた御意見を踏まえ、熱回収に係る状況について継続的に把握してまいります。</p> <p>また、「当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日、地球温暖化対策推進本部決定)により、「2020年までの削減目標については、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)までに、25%削減目標をゼロベースで見直す」とこととされているため、産業廃棄物処理に係る温室効果ガスに係る目標は、今後、国全体の見直しの中で検討してまいります。</p>
<p>一般産業廃棄物処理基本計画は、地域住民、事業者を加えて策定することが重要。また、資源化の促進には広域処理が必要であるため、都道府県及び産廃業者の役割も重要。産業廃棄物処理施設の整備よりも、まずは、産廃も含め既存の設備の状況を把握し、地域に足りない処理設備や、どこまで分ければ資源として利用できるようになるのかを今一度見直し、処理システムの再構築を行うべき。そのため、産業廃棄物処理施設整備事業というよりも産業廃棄物処理システム再構築事業に変更し、国は広く、先端的な取組に対して支援していくべき。</p>	<p>いただいたご意見のように、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、総合的に一般産業廃棄物処理施設を整備すべきと考えます。</p> <p>なお、都道府県は、産業廃棄物処理法第4条第2項に基づき、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めることとされています。本計画には、必要な技術的援助として、広域かつ計画的に産業廃棄物処理施設の整備が進むよう、市町村間の総合調整に努める旨を記載しています。</p> <p>また、国としても必要な技術的支援に努めてまいります。</p>
その他(計画全体に対する意見等)	
<p>随所に地域・広域が見られるが、排出責任・処理責任が不明確であり、平成20年6月19日産業廃棄物対策課長通知の内容とはかけ離れたものである。</p>	<p>同通知「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(環境対発第080619001号)にも記載しているとおり、市町村は域内から発生する一般産業廃棄物の統括的な処理責任を有しております。本計画に記載している広域的な視野に立った産業廃棄物処理システムの改善とは、一部事務組合や広域連合等の枠組みにより、関係市町村の一般産業廃棄物処理計画との調和を保ち、適切な産業廃棄物処理システムを構築することを前提として取り組むものであることから、同通知の趣旨に反するものではありません。</p>
<p>産業廃棄物処理施設整備に係る財源の確保について記載すべき。</p>	<p>産業廃棄物処理施設整備に係る財源に関しては、「広域のかつ総合的に産業廃棄物処理施設の整備等を推進するために平成17年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。」旨を記載しております。</p>
<p>放射性物質汚染対処特措法、同法に基づく基本方針、事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理の方針については、放射性物質の基本的な対策を誤っている。産業廃棄物に関する法律でもノータッチであるとするならば、放射能汚染を閉じ込める方法は今の日本には全くないことになり非常に問題。</p>	<p>福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に沿って必要な施設整備を進めており、産業廃棄物処理法に基づく本計画では対象外と整理しております。</p>
<p>ごみのリサイクル率は年々上がっているが、個人が環境に対する意識を持って行動していくことが大切であることを実感した。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、個人が環境に対する意識を持って行動することは、3Rの推進等に寄与するものと考えています。</p>
<p>平成10年3月24日付け環境省通知で、浄化槽の維持管理に電子化の必要性が指摘された。分散設置された多くの浄化槽を、保守点検、清掃、法定検査、三つの業種の人達が定めのない組み合わせで管理する浄化槽から、良好な処理水を求めるには、3業種が電子化による連携を行い、維持管理に必要な事項を、それぞれが申し送る仕組みづくりの必要性を、環境省が指導、徹底する責任がある。</p>	<p>保守点検、清掃、法定検査という一連の維持管理において必要な連携が取られることは重要であり、浄化槽台帳整備の推進方策やより効果的な法定検査体制の構築について検討を進めるなど、引き続き、浄化槽の維持管理体制の強化に取り組んでまいります。</p>
<p>放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰を、「リサイクル」という名の下に薄めてセメントにはならない。また、体積を圧縮させるためにプルシアンブルーを使って、環境に拡散させてはならない。 IAEAの原則は、放射性物質は拡散させることなく、集約管理することである。国のクリアランスレベルは総量を考えていないため、誤りである。</p>	<p>福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理については、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に沿って必要な施設整備を進めており、産業廃棄物処理法に基づく本計画では対象外と整理しております。</p>